

令和4年10月14日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正の告示案に対する意見提出について（情報提供）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の活動に対し、ご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修について、権利擁護・意思決定支援の視点の強化及び適切なケアマネジメント手法に関する内容の追加等を行うため、介護支援専門員法定研修のカリキュラムが規定されている「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準」の一部改正が行われます。

その告示案について、現在、パブリックコメントの募集（下記 URL 参照）が実施されていますので情報提供いたします。

なお、パブリックコメント募集後は、本年 11 月中旬頃に告示され、令和 6 年 4 月 1 日より適用となります。

敬具

記

【パブリックコメント募集ページ URL (e-Gov)】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220189&Mode=0>

※募集締切日は、令和 4 年 11 月 5 日（土）23 時 59 分です。

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局長 山田剛
事務局 木村能子 担当：大室悠・池田栄美
東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp